

施工体制点検の実施について (R7.8.8～) 受注者用

1 概要

鹿児島市水道局が発注する建設工事において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）等に基づき、監督業務等において把握すべき点検事項を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資することを目的として実施するもの。

2 対象工事

鹿児島市水道局が発注する請負代金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事

3 点検者

原則として監督員又は工事発注課の工事担当係長とする。

4 点検の内容

以下の施工体制点検票より、点検を実施する。

様式1

- ・施工体制台帳等の記載内容の点検

様式2

- ・工事現場における施工体制の点検

様式3、4

- ・施工体制（一括下請負）に関する点検

様式5

- ・改善措置等請求書